

東京交通新聞 2014年(平成26年)1月1日付



政府の進める地方分権改革の一環で、運転代行に関する事務権限が、国土交通省の地方運輸支局から都道府県に移譲されることが濃厚だ。移譲の具体的な内容について、国土省自動車局旅客課の山崎寛室長に聞き進歩化推進室長に聞いた。

◆移譲の内容は?

移譲する権限に関し、山崎室長は「都道府県公安委員会の認定の同意、事業者の監督など地方運輸支局への監督など

◇都道府県移譲 国はノウハウを提供

□ 国交省自動車局旅客課 山崎 寛室長に聞く

ではない。心配しないで下の受け入れ体制と、国交省との連絡など地方運輸支局へい」と強調する。

◆スケジュール

今年春の通常国会に、自らを提供し、適正化推進室が動車運転代行業務適正化法の改正も含めた地方分権改革の一括法が提出される予定。実際の移譲時期に関しては、向こううつ次第だが、支局担当者からの引き継ぎ

規準の策定は、今と同じに国交省本省が担う。共済も全国規模の団体は国交省で指導する」と説明。「『国は知りな『よ』どうり」と◆受け入れ体制など課題最大の懸念は都道府県側に指示していた事項は、施行通知などで都道府県に要請する形になり、国交省からの強制力はなくなる。山崎室長は「協力を願います。また法政令、省令の定めは都道府県にも守る義務がある」とした。意図疎

通では、「国が基準をつくった際には都道府県にお願いして報告をもらい現場の意見を聞く」との方針だ。

最後に同室長は「地域に密着した、よりきめ細かい行政サービスになることも期待される」と述べた。